（会計監査報告の通知期限等）

第三十二条　［略］

［2～4　略］

5　第一項及び第二項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする（次条及び第三十四条において同じ。）。

一　［略］

二　前号に掲げる場合以外の場合　全ての監事

（会計監査人の職務の遂行に関する事項）

第三十三条　会計監査人は、前条第一項の規定による特定監事に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあつては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。ただし、全ての監事が既に当該事項を知つている場合は、この限りでない。

［一～三　略］

（報酬等の額の算定方法）

第三十八条　法第三十九条第四項に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　理事、監事又は会計監査人（第百七十条の二の二十一第三項及び第百七十条の二の二十九を除き、以下「役員等」という。）がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等が当該金庫の支配人その他の職員を兼ねている場合における当該支配人その他の職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として金庫から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（法第三十九条第四項の総会の決議の日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ごとの合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

二　［略］

2　［略］

（会計監査報告の通知期限等）

第三十二条　［同上］

［2～4　同上］

5　［同上］

（会計監査人の職務の遂行に関する事項）

第三十三条　会計監査人は、前条第一項の規定による特定監事に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあつては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。ただし、すべての監事が既に当該事項を知つている場合は、この限りでない。

一　［同上］

二　前号に掲げる場合以外の場合　すべての監事

［一～三　同上］

（報酬等の額の算定方法）

第三十八条　［同上］

一　理事、監事又は会計監査人（第百七十条の二の二第三項及び第百七十条の二の十を除き、以下「役員等」という。）がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等が当該金庫の支配人その他の職員を兼ねている場合における当該支配人その他の職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として金庫から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（法第三十九条第四項の総会の決議の日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ごとの合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

二　［同上］

2　［同上］

（外国銀行代理業務に関する認可の申請等）

第五十三条の三　金庫は、法第五十四条の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～六　略］

七　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　［略］

（金庫の子会社の範囲等）

第六十四条　［略］

［2～4　略］

5　法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

［一～二の二　略］

二の三　信用金庫電子決済等代行業（法第八十五条の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業に係る業務

［三～三十九　略］

［6～13　略］

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第六十六条　金庫は、認可対象会社（当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の二十三第一項第十一号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

（外国銀行代理業務に関する認可の申請等）

第五十三条の三　［同上］

［一～六　同上］

七　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　［同上］

（金庫の子会社の範囲等）

第六十四条　［同上］

［2～4　同上］

5　［同上］

［一～二の二　同上］

［号を加える。］

［三～三十九　同上］

［6～13　同上］

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第六十六条　［同上］